

大和市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 12 号

大和市公印規則の一部を改正する規則

大和市公印規則（平成 18 年大和市規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表、専用市長印の項用途の欄中「(平成 20 年法律第 87 号)」の次に「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）」を加え、同表保育園長印の項個数の欄中「5」を「4」に改め、同項公印番号及び管理者の欄中「、7－5」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。